

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

「国土強靱化」とは、大規模自然災害等による様々な危機を直視して、平時からの備えとして、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり施策や産業施策も含めた総合的な取り組みとして、計画的に実施、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものである。

国では、平成25年に大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため国土強靱化基本法（以下、基本法）が交付・施行された。これより、本町においてもさらなる強靱な地域づくりに向けて「国土強靱化地域計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、「国土強靱化地域計画ガイドライン」に即して策定する。また、大和町総合計画との整合を図りながら、想定する自然災害等の発災前の様々な分野の計画等の指針となる。

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。そのうち、令和3年度～令和7年度を前期、令和8年度～令和12年度を後期の期間とする。

4 本計画の対象想定被害

国土強靱化基本計画、宮城県国土強靱化地域計画では、自然災害がひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ「大規模自然災害全般」を想定している。本計画においても本町の過去の災害履歴等をもとに、震災、風水害など、大規模自然災害全般を想定災害とする。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を避けるために、どのような施策を実施しているか、実施している施策は十分なのか、について施策分野ごとに評価するもので、その対応策を検討し強靱化の計画とする。

2 想定するリスクの設定

本計画で想定するリスクは、本計画の対象想定災害としている大規模自然災害全般とする。

3 基本理念

大和町における国土強靱化は、大規模自然災害等に備え、地域特性や実績を踏まえて最悪の事態を念頭に、防災分野に限らず町政の総合的な対応を長期的な展望に立って推進する。

4 基本目標

いかなる災害の発生にも、人の命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を平時から構築する「国土強靱化」（ナショナルレジリエンス）を推進するため、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られること
- ④ 被災後に迅速な復旧・復興の推進

5 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、国、県計画との整合を図り、次の8点を「事前に備えるべき目標」とする。

- ① 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	町内全域にわたる大地震等による多数の死者・行方不明者の発生
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防、医療機関等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報伝達の不備や停止等による被害の拡大
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
	5-2	工業団地・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	高速道路、幹線道路等基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

第3章 国土強靱化施策の推進方針

1 施策分野別推進方針

国土強靱化に向けた施策分野別の方針を分野ごとの施策項目に応じて推進する。施策項目は施策分野を重複して再掲する場合もあるため、再掲を除き掲載する。ただし、（9）老朽化対策についてはすべて再掲項目のため一部掲載している。

施策分野	主な施策分野別推進方針	主な施策内容の例
（1）行政機能	①地域住民等に対する通信手段の整備 ②関係機関との連携 ③災害時の物流対策 ④災害対応体制整備 ⑤業務継続性の確保 ⑥情報通信体制の整備 ⑦産業施設の防災対策 ⑧上下水道の耐震化 ⑨災害廃棄物等への対応 ⑩復旧・復興を担う人材の確保 ⑪住宅対策	○災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、テレビ共同受信施設、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。 ○大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、他の地方公共団体等と相互に広域応援体制の整備充実を図る。 ○大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、あらかじめ、最低限必要な食料を町内各地区での備蓄体制を整えとともに、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）について調達体制を整備し、これらの供給確保に努める。 ○地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、ＢＣＰ（業務継続計画）の策定等により、業務継続性の確保を図る。
（2）住宅・都市	①住宅の耐震化等 ②多数の者が利用する建築物の耐震化等 ③学校の耐震化等 ④総合防災情報システムの機能拡充 ⑤下水道等の整備等 ⑥エネルギー関連施設の耐震化等	○公共建築物の耐震診断・耐震改修の有無等の台帳整備を推進し、公共施設長寿命化計画（令和2年3月）等による改修を踏まえて計画的な耐震改修を行う。 ○学校施設の老朽化に伴い長寿命化または建替等について計画的に取り組む。 ○自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。 ○災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化やストックマネジメント対策等を推進し、管理施設の多重化等を検討する。
（3）保健医療福祉	①公園の長寿命化等 ②保健医療 ③衛生対策 ④被災者支援策	○災害時に本町から重篤救急患者を搬送して救命医療を行う高度医療へつなぐため、傷病者等を町内から町外へ搬出する広域搬送を行う対応等の体制を構築するよう黒川消防及び黒川医師会に働きかける。 ○避難に関する情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、避難所や避難路の整備などまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。
（4）環境 （再掲除く）	①有害物質対策 ②復旧復興を担う人材育成	○大規模災害において重要な復旧・復興活動に向けて、人材の確保、仮設住宅設置に向けた用地の確保、資材の調達等についての計画を検討する。 ○平時から、非常時に資材や食料供給が可能な大規模店舗等の民間企業との協定を締結するなどの協力体制の構築に努める。
（5）産業 （再掲除く）	①町内企業のＢＣＰ策定促進 ②農林水産業基盤の保全 ③農地・森林等の荒廃対策	○農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。 ○災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
（6）交通・物流 （再掲除く）	①災害対応体制整備 ②帰宅困難者対策 ③交通基盤の維持等	○交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。 ○町内の幹線道路網は、防災・減災機能を強化した物流基盤の確保や町内各方面との連絡機能として重要な役割を担うことから交通インフラの確保に努める。
（7）町土保全 （再掲除く）	①災害に強いまちづくりの構築 ②河川管理施設の整備等 ③火山防災体制の整備等 ④火山二次災害の防止 ⑤砂防・治山・河川管理 ⑥農地・森林等の荒廃対策	○東日本大震災による被害や吉田川等の越水・溢水、氾濫による市街地や農地の浸水被害に対応して、河川管理者による河川改修・整備に並行して、市街地や農地の災害に強い対応能力を高めるため、遊水機能の確保や排水機能の向上など防災施設の整備を推進する。 ○氾濫履歴や浸水履歴が過去にあった河川管理施設の効果的な修繕の実施と施設に求められる信頼性を確保するために維持修繕を進め、長寿命化計画を策定する。 ○川沿いの土地利用に当たっては高台や小堤を設けることや、遊水機能を持たせるなど水害に強い土地利用や造成を検討する。
（8）土地利用 （再掲除く）	①地域防災力の向上 ②土砂災害	○防災ハザードマップの周知を図るとともに、地域ごとに洪水時のリスクに応じて、各種注意報・警報に応じた避難対策の浸透を図る。
（9）老朽化対策 （再掲含む）	①多数の者が利用する建築物の耐震化等 ②下水道の整備等 ③上下水道の耐震化等	○災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化やストックマネジメント対策等を推進し、管理施設の多重化等を検討する。 ○強靱な水道施設として、管路及び基幹施設等の耐震化や、バックアップ施設の整備を推進する。
（10）リスクコミュニケーション （再掲除く）	①減災対策の推進 ②防災教育の推進 ③震災の記録と伝承 ④自助・共助の取組の推進 ⑤被災者支援策	○避難に関する情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、避難所や避難路の整備などまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 ○保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを進め、ボランティアやＮＰＯの活動を促進する。 ○災害時の高齢者、障害者等の災害要支援者の支援に向けて、関係団体や福祉施設等とともに、防災対策マニュアルの作成に取り組む。

2 施策分野別指標

国土強靱化に向けた施策分野別の事業実施により、前期の目標年次令和7年度の達成状況をもとに、後期の目標値を見直す。

施策分野	施策分野別指標	基準値等 （基準年）	目標値等 （目標年）	備 考
（1）行政機能	○地域防災計画改訂	改訂済 （平成30年度）	令和3年度着手 令和4年度改訂	概ね5年後見直し
（2）住宅・都市	○耐震化不十分と推計される戸建木造住宅	830棟 （平成30年度）	816棟 （令和7年度）	
	○主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数	3橋 （令和2年度）	5橋 （令和7年度）	
	○下水道整備率	96.25％ （令和元年度）	97％ （令和7年度）	老朽化対策実施
（3）保健医療福祉	○避難行動支援者名簿の作成	作成済 （平成25年度）	追加継続実施 （令和7年度）	継続実施状況確認
（4）環境	○一般廃棄物のリサイクル率	12％ （令和元年度）	15％ （令和7年度）	
（5）産業	○認定農業者数	69経営体 （令和2年度）	90経営体 （令和7年度）	
（6）交通・物流	○主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数	3橋 （令和2年度）	5橋 （令和7年度）	
	○公共土木施設の個別施設計画策定率	3計画 （令和2年度）	4計画 （令和7年度）	
（7）町土保全	○自主防災組織の組織率	59組織・62地区 （100％） （令和2年度）	現状維持 （100％） （令和7年度）	
（8）土地利用	○防災ハザードマップ作成	改訂済 （令和元年度）	改訂 （令和7年度）	概ね5年後見直し
（9）老朽化対策	○公共施設総合管理計画策定	策定済 （平成29年度）	改訂 （令和12年度）	概ね10年後見直し
（10）リスクコミュニケーション	○防災指導員養成者数	260人 （令和2年度）	310人 （令和7年度）	

第4章 計画の推進

本計画の推進に当たっては、各施策の取り組みを着実に実施するとともに、P－D－C－Aサイクルを運用して計画の進行管理を継続的に実施する。

